ネオ浄化そう	ＮＣＷ－Ａ３型	3－11－Ｈ－008（08）－1	3－12Ｋ－Ｈ－015
〃	－Ｂ型	3－08－Ｈ－006－1	〃　－1
〃	－Ｃ型	〃　－2	〃　－2
〃	－Ｄ型	〃　－3	〃　－3
〃	－Ｅ型	〃　－4	〃　－4
〃	－Ｆ型	〃　－5	〃　－5
〃	－Ｇ型	〃　－6	〃　－6
ネオ浄化そう	ＭＣＢ２－５型	3－08－Ｈ－002（07Ｋ）－3	3－12Ｋ－Ｈ－016
〃	－７型	〃　－4	〃　－1
〃	－10型	〃　－5	〃　－2

認定更新番号表

製造業者名	名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代浄化槽			
三好環境㈱			
代表取締役社長　前田　幸義			
出雲式浄化槽	ＭＳＦ－１型	3－07－Ｈ－015－1	3－12Ｋ－Ｈ－017－1
〃	－２型	〃　－2	〃　－2
〃	－３型	〃　－3	〃　－3
〃	－４型	〃　－4	〃　－4
〃	－５型	〃　－5	〃　－5
〃	－６型	〃　－6	〃　－6
出雲式浄化槽	ＭＳＢ２型	3－07－Ｈ－014	3－12Ｋ－Ｈ－018

○関東地方整備局告示第三百七十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十四年九月二十六日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十四年十月十七日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整型嫌気濾床・担体流動生物濾過方式

製造者の住所・氏名	東京都中央区日本橋本町二丁目７番１号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　池嶋　勝治
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場

認定番号	浄化槽の名称
3－12－Ｈ－002－1	マエザワ浄化槽　ＶＲＸⅡ－５型
〃　－2	〃　ＶＲＸⅡ－７型
〃	〃　ＶＲＸⅡ－10型

○中部地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十七日　　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中部地方整備局告示第三号名古屋都市計画下水道事業日光川下流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十五年１月六日至平成三十１年三月三十１日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　平成十五年中部地方整備局告示第三号及び平成十九年中部地方整備局告示第七十六号の事業地のうち、あま市花正長島、花長道及び金岩越、金岩宮廊及び上屋敷、花長茶木島、堀上及び下町田、二ツ寺六町、富塚西先速、先速、地蔵堂、拾之坪及び岩屋並びに新居屋岩屋及び辻畑、愛西市諏訪町中島、根高町本郷及び郷前並びに見越町川田及び古堤起並びに津島市喜楽町を加え、海部郡蟹江町大字須成字上鳥神目、字下物作、字東五本田、字南五本田及び字乗田、大字今字乗田、字市之坪、字二之坪、字川東下及び字五之坪、今本町通、城一丁目、城二丁目、城三丁目、城四丁目並びに大字蟹江新田字才勝、字小助山及び字源氏前、津島市鹿伏兎町下子守及び上子守、半頭町西之割、中一色町寺前、折及び柳原並びに唐臼町半池及び中杁並びに愛西市大井町石池を削り、弥富市狐地町森津分、狐地一丁目、稲元六丁目及び稲元九丁目、愛西市西條町相之江及び諏訪町中杁、あま市七宝町桂郷内、城之堀、薮之内、下り戸及び川向並びに花正五反田、海部郡大治町大字西條字平ヶ野、津島市鹿伏兎町西永和並びに海部郡蟹江町大字須成字東市之坪地内において事業地を変更する。

○中部地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十七日　　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊橋市前芝町字山内五１番１から同市前芝町字山内三七番１まで	前	五六・〇〇～七一・三〇メートル	〇・〇七〇キロメートル
	後	五六・〇〇～七九・一五メートル	〇・〇七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十七日　　中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	豊橋市前芝町字西青九１番１から同市前芝町字宇塚１〇番１まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月十七日十六時